

## 新潟県食育推進協議会設置要綱

### （設置）

**第1** 食育関係機関、団体が連携を図り、効果的な食育を推進するため、新潟県食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

**第2** 協議会は、新潟県の地域特性を生かした食育推進のあり方について協議する。

### （構成）

**第3** 協議会は、次に掲げる者のうちから福祉保健部長が構成委員を依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体代表者
- （3）関係行政機関職員
- （4）その他構成員として依頼することが適当と判断した者

### （会長及び副会長）

**第4** 会長及び副会長は、構成委員の中から選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、副会長は会長を補佐する。
- 3 会長に事故が発生したときは、副会長がその職務を代理する。

### （事務局）

**第5** 協議会の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課内において処理する。

### （附則）

この要綱は、平成18年2月9日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。